

石川県公報

平成 27 年 10 月 20 日（火曜日）

号 外

（第 74 号）

目 次

教育委員会		人事委員会	
○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を	
○石川県立学校処務規程の一部改正	1	改正する規則	2

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第 3 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月20日

石 川 県 教 育 委 員 会

第70条の2の2を第70条の2の3とし、第70条の2を第70条の2の2とし、第70条の次に次の1条を加える。

（特別養子縁組休暇の手続）

第七十条の二 職員は、勤務時間条例第十条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書により請求しなければならない。

第70条の3第2項中「第七十条の二第三項」を「第七十条の二の二第三項」に改める。

別表第 2 本庁の課長の共通的事決事項の表第18号(1)及び別表第 4 出先機関等の長の共通的事決事項の表第12号(1)中「及び第七十条第一項」を「第七十条第一項及び第七十条の二」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

石川県教育委員会訓令第 4 号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月20日

石 川 県 教 育 委 員 会

第32条の2の次に次の1条を加える。

（特別養子縁組休暇の手続）

第三十二条の二の二 職員は、勤務時間条例第十一条の二の規定による特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ特別養子縁組休暇承認請求書により請求しなければならない。

別表第 2 第 9 号(1)中「及び第32条の2第1項」を「第32条の2第1項及び第32条の2の2」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十三年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中	共 済 組 合 等 掛 金				を	共 済 組 合 等 掛 金						に 改 め る。	
	共 長 済 期	介 掛 護 金	共 短 済 期	互 助 会 期		共 済	厚 生 年 金	共 済	退 職 等 年 金	介 掛 護 金	共 短 済 期		互 助 会 期

附 則

この規則は、公布の日から施行する。